

令和8年度（2026年度）外国人看護師候補者就労研修支援 事業費補助金交付要領

※補助金交付要領制定前のため、詳細については変更となる可能性があります。

（趣旨）

第1条 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助金の算定方法）

第2条 補助金の交付額は、別表1の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、外国人看護師候補者就労研修支援事業計画書（別記第1号様式）によるものとする。

2 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、外国人看護師候補者就労研修支援事業所要額調書（別記第2号様式）によるものとする。

3 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、令和 年（ 年） 月 日までとし、提出部数は1部とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は中止し、若しくは廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で、価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、要項別記第 11 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(補助事業の内容等の変更)

第 5 条 要項第 5 条第 2 項の事業変更計画書は、別記第 1 号様式を準用するものとする。

2 要項第 5 条第 2 項の変更申請書の提出期限は、令和 年 (年) 月 日までとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 要項第 6 条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日を経過した日までとする。

(実績報告)

第 7 条 要項第 9 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、外国人看護師候補者就労研修支援事業実績書（別記第 1 号様式を準用する。）によるものとする。

2 要項第 9 条第 2 項第 3 号のその他知事が必要と認める書類は、外国人看護師候補者就労研修支援事業所要額精算書（別記第 2 号様式を準用する。）によるものとする。

3 要項第 9 条第 1 項の事業実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は令和 年 (年) 月 日のいずれか早い日までとし、その提出部数は 1 部とする。

附 則

この要領は、令和 年 (年) 月 日から施行し、令和 年 (年) 月 日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

基 準 額		対 象 経 費
次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。		外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費
(1) 日本語習得支援事業 候補者等 1 人当たり	117, 000円	
(2) 就労研修支援事業 1 か所当たり	461, 000円	